福井市要保護児童対策地域協議会（体系図）

構　成　機　関

- 学識経験者
- 警察・弁護士会
- 総合福祉相談所
- 民生児童委員協議会
- 児童福祉関係機関
- 学校・教育委員会
- 保育園・幼稚園等
- 医療・保健機関
- 保健所（精神保健）
- 人権関係機関
- 福祉関係所管課

代表者会議（年１回開催）

【出席者】
各関係機関における代表者
【役割】
・支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討
・実務者会議からの協議会の活動状況報告及び評価　　等

実務者会議（年１回開催）

【出席者】
各関係機関における実際に活動する実務者
【役割】
①支援対象児童等の実態把握
②すべてのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し
③定例的な情報交換、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、支援を行っているケースの総合的な把握
④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告
⑤要保護児童対策を推進するための啓発活動　　等

実務者運営会議（年 12 回開催）

○三者会議（年６回：偶数月開催）
【役割】
主に上記①・②に関すること

○八者会議（年６回：奇数月開催）
【役割】
主に上記③～⑤に関すること

個別ケース検討会議（随時開催）

【出席者】
各関係機関における直接関わりを有している（関わる可能性を有する）担当者
【役割】
・虐待の危険度や緊急度の判断　　・要保護児童の状況把握や問題点の確認
・支援の経過報告及びその評価、新たな情報共有　　・支援方針の確立、役割分担の決定
・ケースの主たる支援機関等の決定　　・支援方法、支援計画の検討　　等

調整機関：福井市子ども福祉課

【役割】・関係機関間の連絡調整　　・関係機関に対する協力要請
・主たる支援機関の選定　　・支援の進行状況の管理　　等

○要保護児童対策地域協議会の設置利点

・支援対象児童等の早期発見
・支援対象児童に対する早期対応
・各関係機関等における情報及び課題の共有化
・共有された情報に基づく協働によるアセスメント
・アセスメントの共有化による各関係機関における役割分担の理解
・関係機関等の役割分担に基づく支援体制の構築
・支援対象児童家庭への重層的な支援や関わり
・各関係機関による関わりに対する大変さなどの相互理解